

ダウンロード

○千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成23年5月24日公安委員会規則第7号）

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

平成23年5月24日
公安委員会規則第7号

改正 平成24年6月29日公安委員会規則第9号 平成26年7月14日公安委員会規則第7号
平成27年12月25日公安委員会規則第14号 平成31年3月29日公安委員会規則第2号
千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成22年千葉県条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（営業に関する情報）

第2条 条例第2条第2号の公安委員会規則で定める情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）客が受けることができる接待又はすることができる遊興の内容
- （2）客が受けることができる接待又はすることができる遊興の時間
- （3）客に接する業務に従事する者の特徴
- （4）料金
- （5）利用者が前各号のいずれかに掲げる事項について申し出た条件に該当する営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先

2 条例第2条第3号の公安委員会規則で定める情報は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）客が提供を受けることができる異性の客に接触する役務の内容
- （2）客が提供を受けることができる異性の客に接触する役務の時間
- （3）異性の客に接触する役務に従事する者の特徴
- （4）料金
- （5）利用者が前各号のいずれかに掲げる事項について申し出た条件に該当する営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第7項第1号で規定する営業にあつては、当該条件に該当する営業につき広告若しくは宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称、法第31条の2第1項第7号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）

（事業開始の届出）

第3条 条例第3条第1項の規定による届出は、風俗案内業開始届出書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項の届出書は、当該風俗案内業を開始しようとする日の10日前までに提出しなければならない。

3 条例第3条第1項第4号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1）法人にあつては、代表者の住所
- （2）風俗案内所における業務の実施を統括管理する者（以下この条において「統括管理者」という。）の氏名及び住所
- （3）風俗案内業を開始しようとする年月日
- （4）営業時間

4 第1項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）風俗案内所の使用について権原を有することを疎明する書類
- （2）風俗案内所の周囲の略図
- （3）風俗案内業を営もうとする者の住民票の写し（法人にあつては、定款及び登記事項証明書）
- （4）統括管理者の住民票の写し

（変更の届出）

第4条 条例第3条第2項の規定による届出は、変更届出書（別記第2号様式）により行うものとする

る。

- 2 前項の届出書には、前条第4項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係るものを添付しなければならない。

(廃止の届出)

第5条 条例第3条第3項の規定による届出は、廃止届出書（別記第3号様式）により行うものとする。

(騒音の測定方法)

第6条 条例第4条第1項第3号に規定する騒音の測定方法は、風俗案内所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5パーセント時間率騒音レベルとする。

(表示等を禁止する写真等又は文字等)

第7条 条例第4条第1項第4号イの公安委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すものであること。
 - (2) 全裸又は半裸の人の姿態（衣服等が透けた状態を含む。）を表すものであること。
 - (3) 人の通常衣服等で隠されている下着又は身体が見える状態にある姿態を表すものであること。
 - (4) 人の陰部、胸部又はでん部を強調して表すものであること。
 - (5) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらのものであると人を誤認させるようなものであること。
 - (6) 性具その他性的な行為の用に供する物品を表すものであること。
- 2 条例第4条第1項第4号ロの公安委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 異性の客に接触する行為を表すものであること。
 - (2) 性的な行為又は卑わいな行為を表すものであること。
 - (3) 全裸、半裸又は下着を着用していない状態若しくは衣服等が透けた状態を表すものであること。
 - (4) 下着姿を表すものであること。
 - (5) 陰部、胸部又はでん部を表すもので、卑わいな感じを与えるものであること。
 - (6) 人の特徴を表すもので、風俗案内所に表示し、又は表示した物を掲出し、若しくは配置することにより卑わいな感じを与えるものであること。
 - (7) 性具その他性的な行為の用に供する物品を表すものであること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな表現であるものであること。

(年少者の立入禁止の表示)

第8条 条例第5条の規定による表示は、別記第4号様式により行うものとする。

(従業者名簿の備付けの方法等)

第9条 条例第6条の規定により、風俗案内業者は、その従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。

- 2 条例第6条に規定する規則で定める事項は、性別、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。

(電磁的記録)

第10条 条例第6条の公安委員会規則で定める電磁的記録は、風俗案内業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものであって、必要に応じ当該記録された事項を直ちに整然とした形式かつ明瞭な状態で当該使用に係る電子計算機その他の機器に表示させ、及び書面に出力できるものとする。

(風俗案内等を受託した場合の確認等)

第11条 条例第7条第1項に規定する確認は、次の各号のいずれかに掲げる書面を確認する方法によるものとする。

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する営業にあっては、法第6条の規定により掲示されている許

可証又は認定証

- (2) 法第2条第6項第1号若しくは第2号又は第7項第1号に規定する営業にあつては、法第27条第5項又は第31条の2第5項の規定により提示された書面
- 2 条例第7条第2項の規定による書類は、風俗案内等受託台帳（別記第5号様式）により作成するものとする。
- 3 前項の風俗案内等受託台帳は、風俗案内等を受託した期間が終了した日から起算して3年を経過する日まで保存しておかなければならない。
- 4 条例第7条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 確認した書面及びその番号
 - (2) 営業所の名称又は法第2条第7項第1号で規定する営業にあつては広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称
 - (3) 営業所又は受付所の所在地
 - (4) 法第3条第1項の規定による許可若しくは法第10条の2第1項の規定による認定を受け、又は法第27条第1項若しくは第2項若しくは法第31条の2第1項若しくは第2項の規定による届出を行った年月日
 - (5) 確認した年月日
 - (6) 風俗案内等を受託した期間
(重大な不正行為)

第12条 条例第9条第1項の公安委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 法第49条（第2号を除く。）、法第50条第1項第4号（法第22条第1項第5号に係る部分に限る。）若しくは第5号（法第28条第12項第4号（この規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、法第52条第1号（法第22条第1項第1号若しくは第2号又は法第28条第12項第1号若しくは第2号（これらの規定を法第31条の3第2項の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。）若しくは第4号（法第27条第1項又は法第31条の2第1項に係る部分に限る。）又は法第53条第1号若しくは第2号（法第28条第5項（法第31条の3第1項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (2) 刑法（明治40年法律第45号）第174条、第175条又は第182条の罪に当たる違法な行為
- (3) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章の罪に当たる違法な行為
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第5条、第6条又は第7条（第1項及び第8項を除く。）の罪に当たる違法な行為
- (5) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第118条第1項（同法第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (6) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第4号の3、第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (7) 千葉県青少年健全育成条例（昭和39年千葉県条例第64号）第28条第2項又は第4項第3号（同条例第19条の3第2号又は第3号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為
- (8) 千葉県ピンクビラ等の掲示、頒布、差入れ等の禁止等に関する条例（平成16年千葉県条例第5号）第7条又は第8条の罪に当たる違法な行為
(証明書の様式)

第13条 条例第12条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第6号様式）によるものとする。

(届出書の提出)

第14条 条例及びこの規則の規定により千葉県公安委員会（以下この条において「公安委員会」という。）に届出書を提出する場合は、当該届出に係る風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して、一通の届出書を提出しなければならない。

- 2 公安委員会に対して同時に二以上の風俗案内所について条例第3条第2項（同条第1項第1号に係る変更に限る。）又は同条第3項の届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる。

- 3 前項の規定により二以上の風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所の所在地の所轄警察署長を経由して同項の届出書を提出する場合又は一の警察署の管轄区域内にある二以上の風俗案内所について同時に第3条第1項に規定する届出書を提出する場合において、当該届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの届出書のいずれか一通に添付するものとする。

附 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日公安委員会規則第9号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年7月14日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成26年7月15日から施行する。

附 則（平成27年12月25日公安委員会規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年6月23日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前の千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成31年3月29日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成31年7月1日から施行する。

別 記

第1号様式

（第3条第1項）

第2号様式

（第4条第1項）

第3号様式

（第5条）

第4号様式

（第8条）

第5号様式

（第11条第2項）

第6号様式

（第13条）

○千葉県風俗案内業の規制に関する条例（平成22年12月24日条例第49号）

千葉県風俗案内業の規制に関する条例

平成二十二年十二月二十四日
条例第四十九号

改正 平成二七年一二月二五日条例第六九号

千葉県風俗案内業の規制に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、風俗案内業について、営業時間等を制限し、及び年少者を風俗案内所に立ち入らせること等を規制することにより、地域の清浄な風俗環境を保持し、及び年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、もって県民が安心して暮らすことのできる健全な生活環境の形成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 風俗案内業 風俗案内又は性風俗案内（以下「風俗案内等」という。）を行うための施設（以下「風俗案内所」という。）を設けて、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内等を行う事業をいう。
- 二 風俗案内 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する営業に関する情報（接待の内容、料金その他の千葉県公安委員会規則（以下「公安委員会規則」という。）で定める情報をいう。）の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該情報を提供することをいう。
- 三 性風俗案内 法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号に規定する営業に関する情報（異性の客に接触する役務の内容、料金その他の公安委員会規則で定める情報をいう。）の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該情報を提供することをいう。

一部改正〔平成二七年条例六九号〕

（風俗案内業の届出）

第三条 風俗案内業を営もうとする者は、あらかじめ、風俗案内所ごとに、公安委員会規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を千葉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 風俗案内所の名称及び所在地
 - 三 風俗案内所において行う風俗案内等の種別
 - 四 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項第一号、第二号（風俗案内所の名称に限る。）又は第四号に掲げる事項に変更があったときはその日から起算して十日以内に、同項第三号に掲げる事項の変更をしようとするときはあらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、当該風俗案内業を廃止したときは、その日から起算して十日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

（禁止行為）

第四条 風俗案内業を営む者（以下「風俗案内業者」という。）は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 法第二十八条第一項に規定する区域又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年千葉県条例第三十一号。以下「施行条例」という。）別表に掲げる地域内に所在する風俗案内所において性風俗案内を行うこと。
- 二 午前零時から午前六時までの時間において風俗案内等を行うこと（次に掲げる日の区分に応じ、

それぞれ次に定める地域内に所在する接待飲食等営業案内所（前条第一項又は第二項の規定により届け出た風俗案内所において行う風俗案内等の種別が風俗案内のみである風俗案内業者が設置する当該風俗案内所をいう。第五号において同じ。）にあっては、午前一時後午前六時までの時間において風俗案内を行うこと。）。

イ 施行条例第六条第一項各号に掲げる日 当該各号に定める地域

ロ イに掲げる日以外の日 施行条例第六条第二項の規定により公安委員会が指定した地域

三 風俗案内所周辺において、風俗案内業に関し、施行条例第八条第一項に規定する数値以上の騒音を生じさせること。

四 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、次に掲げる物品若しくは記号を表示し、又は当該物品若しくは当該記号を表示した物を掲出し、若しくは配置すること。

イ 法第二条第六項第一号若しくは第二号若しくは第七項第一号に規定する営業において提供される役務若しくは当該役務に従事する者を表すもの又はこれらを連想させるものとして公安委員会規則で定める基準に該当する写真、絵その他の物品

ロ 性的好奇心をそそるものとして公安委員会規則で定める基準に該当する文字、数字その他の記号

五 風俗案内所で十八歳未満の者を風俗案内等を受けようとする者（以下この項において「利用者」という。）に接する業務に従事させること（接待飲食等営業案内所にあっては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において利用者に接する業務に従事させること。）。

六 十八歳未満の者を風俗案内所に利用者として立ち入らせること。

2 前項第一号の規定は、同号の規定の適用の際現に前条第一項又は第二項の届出書を提出して風俗案内業（性風俗案内を行うものに限る。）を営んでいる者の当該風俗案内業については、適用しない。

一部改正〔平成二七年条例六九号〕

（年少者の立入禁止の表示）

第五条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその風俗案内所に立ち入ってはならない旨を当該風俗案内所の入り口に表示しなければならない。

（従業者名簿）

第六条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所ごとに、当該風俗案内所における風俗案内業に係る業務に従事する者の氏名、生年月日、住所その他公安委員会規則で定める事項を記載した従業者名簿（当該従業者名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして公安委員会規則で定めるものをいう。次条第二項において同じ。）を含む。第十五条第二号において同じ。）を備えなければならない。

（風俗案内等を受託した場合の確認等）

第七条 風俗案内業者は、法第二条第一項第一号、第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号に規定する営業を営む者から風俗案内等を受託した場合は、公安委員会規則で定めるところにより、その者が法第三条第一項の規定により許可を受けていること又は法第二十七条第一項若しくは第三十一条の二第一項の規定により届出書を提出していることを確認しなければならない。

2 風俗案内業者は、前項の規定により確認したときは、公安委員会規則で定めるところにより、同項の営業を営む者に係る氏名又は名称、営業の種別その他公安委員会規則で定める事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第十五条第四号において同じ。）を作成し、風俗案内所ごとに当該書類を保存しなければならない。

一部改正〔平成二七年条例六九号〕

（指示）

第八条 公安委員会は、風俗案内業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該風俗案内業に関し、この条例の規定に違反したときは、当該風俗案内業者に対し、清浄な風俗環境を害する行為又は年少者の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

（風俗案内業の停止等）

第九条 公安委員会は、風俗案内業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該風俗案内業に関

しこの条例に規定する罪に当たる行為その他清浄な風俗環境を害し若しくは年少者の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で公安委員会規則で定めるものをしたとき、又は風俗案内業者が前条の規定による指示に違反したときは、当該風俗案内業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、前項の場合において、当該風俗案内業者が第四条第一項第一号の規定により性風俗案内を行ってはならないこととされる区域又は地域において風俗案内業（性風俗案内を行うものに限る。）を営む風俗案内業者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該風俗案内業の廃止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第十条 公安委員会は、前条第一項の規定による命令をしようとするときは、千葉県行政手続条例（平成七年千葉県条例第四十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

（報告の徴収等）

第十一条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第十二条 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（罰則）

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項第一号、第五号又は第六号の規定に違反した者
- 二 第九条の規定による命令に違反した者
- 2 第四条第一項第五号又は第六号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第六条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
- 三 第七条第一項の規定に違反した者
- 四 第七条第二項の規定に違反して、書類を作成せず、若しくは虚偽の書類を作成し、又は書類を保存しなかった者

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- 二 第十二条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十三年六月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に風俗案内業を営んでいる者については、第三条第一項に規定する風俗案内業を営もうとする者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは、「平成二十三年六月三十日までに」とする。
- 3 前項に規定する者がこの条例の施行の際現に営んでいる風俗案内業については、平成二十三年六月三十日までの間は、第四条第一項第一号及び第四号の規定は、適用しない。
- 4 前項に定めるもののほか、附則第二項に規定する者がこの条例の施行の際現に営んでいる風俗案内業（性風俗案内を行うものに限る。）については、その者が平成二十三年六月三十日までの間に当該風俗案内業について第三条第一項の届出書を提出したときは、第四条第一項第一号の規定は、適用しない。
- 5 附則第二項に規定する者がこの条例の施行の際現に法第二条第一項第一号若しくは第二号、第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号に規定する営業を営む者から風俗案内等を受託している場合については、第七条第一項に規定する風俗案内等を受託した場合とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「場合は」とあるのは、「場合は、平成二十三年六月三十日までに」とする。

附 則（平成二十七年十二月二十五日条例第六十九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条から第四条までの規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【関係法令抜粋資料】

風俗案内業の規制に関する条例第6条

第6条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所ごとに、当該風俗案内所における風俗案内業に係る業務に従事する者の氏名、生年月日、住所その他公安委員会規則で定める事項を記載した従業者名簿(当該従業者名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして公安委員会規則で定めるものをいう。次条第二項において同じ。))を含む。第十五条第二号において同じ。)を備えなければならない。

風俗案内業の規制に関する条例施行規則第10条

第10条 条例第6条の公安委員会規則で定める電磁的記録は、風俗案内業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものであつて、必要に応じ当該記録された事項を直ちに整然とした形式かつ明瞭な状態で当該使用に係る電子計算機その他の機器に表示させ、及び書面に出力できるものとする。